



平成 29 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 リネットジャパングループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 黒 田 武 志
(コード番号：3556 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 山 根 秀 之
(TEL 0562-45-2922)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 14 回、第 15 回及び第 16 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 29 年 9 月 19 日
(2)	発行新株予約権数	第 14 回 2,715 個、第 15 回 2,262 個、第 16 回 1,810 個
(3)	発 行 価 額	第 14 回 543,000 円（新株予約権 1 個につき 200 円） 第 15 回 226,200 円（新株予約権 1 個につき 100 円） 第 16 回 181,000 円（新株予約権 1 個につき 100 円） 総額 950,200 円
(4)	当該発行による 潜在株式数	678,700 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	381,022,200 円（差引手取概算額：368,022,200 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：950,200 円 新株予約権行使による調達額：380,072,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 560 円（固定）
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	税理士法人アクシスに対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、従業員及び顧問（定年退職者を含み、以下「役員等」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従

		<p>来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社グループの役職員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社グループの役職員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社グループの役職員等の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><第14回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、平成30年9月期から平成31年9月期までのいずれかの事業年度に係る EBITDA（当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益に特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。以下同じ。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 3億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の50%</p> <p>(b) 5億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の75%</p> <p>(c) 7億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の100%</p> <p><第15回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受益者は、平成32年9月期から平成34年9月期までのいずれかの事業年度に係る EBITDA が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 6億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の50%</p> <p>(b) 9億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の75%</p> <p>(c) 12億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の100%</p> <p><第16回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受益者は、平成35年9月期から平成39年9月期までのいずれかの事業年度に係る EBITDA が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。</p>
--	--	---

	<p>(a) 10億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の50%</p> <p>(b) 15億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の75%</p> <p>(c) 20億円を超過した場合： 受益者が交付を受けた本新株予約権の100%</p> <p>なお、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。</p>
--	---

- (注) 1. 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額であり、差引手取概算額は、資金調達額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、資金調達額及び差引手取概算額は減少します。
2. 当社関係会社の範囲には、当社又は当社の子会社・関連会社が直接又は間接的に議決権割合にして10%以上の株式又は持ち分を保有する会社を含んでおります。但し、当社関係会社の全てについて、そこに所属する役職員等全員に対して本新株予約権を交付するものではなく、どの当社関係会社の、どの範囲の役職員等を本新株予約権の交付対象とするかは、「2. 募集の目的及び理由」に後述する当社の評価委員会において決定されます。これは、当社が今後の事業戦略において資本提携や出資等を進める可能性も踏まえ、対象先に対して柔軟なインセンティブを付与できるように予め準備をしておくことが効果的であると考えたものです。

2. 募集の目的及び理由

＜本インセンティブプラン導入の目的及び理由＞

当社は、当社グループの役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である黒田志志を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、税理士法人アクシスを受託者（以下「本受託者」または「税理士法人アクシス」といいます。）とする3つの時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、時価発行新株予約権信託[®]（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプランを実施いたします。本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、以下の3つのプランによって構成されます。

新株予約権の種類と個数	人事評価期間	交付日	行使期間
第14回新株予約権 (2,715個)	平成30年9月期 ～平成31年9月期	平成32年1月の 最初の営業日	平成32年1月1日 ～平成39年9月18日
第15回新株予約権 (2,262個)	平成32年9月期 ～平成34年9月期	平成35年1月の 最初の営業日	平成35年1月1日 ～平成39年9月18日
第16回新株予約権 (1,810個)	平成35年9月期 ～平成39年9月期	平成40年1月の 最初の営業日	平成40年1月1日 ～平成41年9月18日

これらのプランを実施するため、本委託者は、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、予め定められた交付日において、受益者となる当社グループの役職員等に分配されることとなります（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照くだ

さい。)。但し、委託者は本インセンティブプランの対象となる受益者から除かれております。

なお、受託者より本新株予約権の交付を受ける者（以下「受益者」という。）は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従い、委託者及びその親族を除く取締役及び監査役を構成員とし、そのうち過半数が社外役員であるように組成された評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）によって指定されます。

そして、交付ガイドラインにおいて、本インセンティブプランは、本新株予約権の回数ごとに、①当社グループの役職員等のうち、(i)当社グループを通じた社内表彰制度である MVP 賞の受賞者、又は(ii)当社グループの中途採用者もしくは新たに当社関係会社となった会社（但し、評価委員会が交付対象とした場合に限りです。）に在籍する特に将来の貢献が期待される役職員を対象に、個別に付与されるインセンティブパッケージに基づき本新株予約権を交付するプラン（各回号の新株予約権の7割相当分を上限とします。）と、②当社の役職員等のみを対象として、人事評価期間中に獲得したポイント数に応じて比例按分した数の本新株予約権を交付するプラン（残余の本新株予約権を配分します。）の2つに分けて構成されております。

なお、インセンティブパッケージ・プランでは、上記のような条件を成就した者に、人事評価期間ごとに終了時に1回、その功績又は将来の貢献期待の大小に応じて1個から200個の本新株予約権に相当するインセンティブパッケージの付与が行われます。これに対して、ポイント・プランでは、当社グループの役職員等の役職等と人事評価（業績目標とパフォーマンス評価）に応じて毎年の人事評価に際してポイントの付与が行われます。

以上の通り、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社グループに在籍している役職員等のみならず将来採用される役職員等や今後当社の関係会社となる企業の役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って人事評価期間中の当社グループの役職員等の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される従業員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社グループの役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

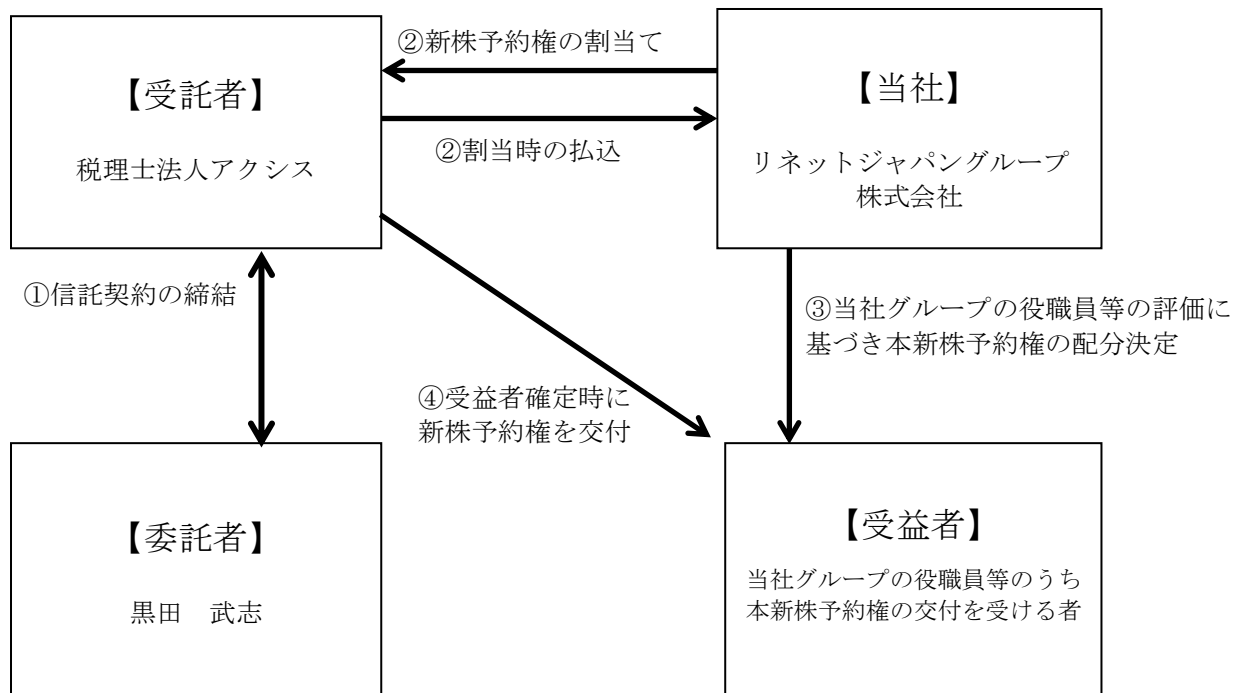
さらに、各本新株予約権には、それぞれ当社の EBITDA に関する3段階の業績達成条件（第14回新株予約権：3億円、5億円、7億円、第15回新株予約権：6億、9億、12億、第16回新株予約権：10億、15億、20億）が定められております。平成27年9月期における当社の EBITDA は1.6億円、平成28年9月期における当社の EBITDA は2.2億円ですが、かかる業績達成条件の各下限値（各本新株予約権の50%を行使するための条件）は、これらの過去業績に鑑み、EBITDA にして毎年0.8～1億円のペースでの業績向上を維持することを念頭に設定されており、さらに当社が現在取り組む Fintech に関連する新規事業や今後積極的に模索したいと考えている M&A による成長などの可能性も踏まえ、よりよい業績を達成した場合には段階的により多くの本新株予約権を行使できるようにしたものであり、当社グループの役職員等に対して持続的な業績のベースアップと意欲的な成長可能性の追求の双方を意識させつつ、当該業績達成条件の達成を求めることにより、当社の企業価値・株主価値を名実ともに向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	黒田 武志 (当社代表取締役社長)
受託者	税理士法人アクシス
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者 (受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	各信託いずれも平成 29 年 9 月 12 日
本新株予約権の交付日	第 14 回新株予約権：平成 32 年 1 月の最初の営業日 第 15 回新株予約権：平成 35 年 1 月の最初の営業日 第 16 回新株予約権：平成 40 年 1 月の最初の営業日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	交付日時点の当社グループの役職員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成 29 年 9 月 12 日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である黒田武志が本受託者である税理士法人アクシスとの間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、平成 29 年 8 月 31 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である税理士法人アクシスは、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を交付日まで保管します。

③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社グループへの貢献度等に応じて、当社グループの役職員等に対し、交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて各役職員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

④ 本新株予約権の交付日に受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※本受託者に破産・解散等の事由が生じた場合については、信託法第 62 条第 1 項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
381,022,200円	13,000,000	368,022,200

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額（950,200 円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（380,072,000 円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社グループの役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社グループの役職員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回数ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、評価結果を第 14 回新株予約権については 1 個当たり 200 円、また第 15 回新株予約権については 1 個当たり 100 円、第 16 回新株予約権については 1 個当たり 100 円と算出しております。

< 第 14 回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値

560 円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値 46.39%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.011%や本第 14 回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 560 円/株、満期までの期間 10 年、業績条件）

＜第 15 回新株予約権＞

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 560 円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値 46.39%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.011%や本第 15 回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 560 円/株、満期までの期間 10 年、業績条件）

＜第 16 回新株予約権＞

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 560 円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値 46.84%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.107%や本第 16 回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 560 円/株、満期までの期間 12 年、業績条件）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 29 年 8 月 30 日）の東京証券取引所における普通取引の終値 560 円を参考として、当該終値と同額の 1 株 560 円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 678,700 株（議決権数 6,787 個）であり、平成 29 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 9,048,000 株（議決権数 90,463 個）を分母とする希薄化率は 7.50%（議決権の総数に対する割合は 7.50%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社グループの役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 678,700 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 244,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a)	名 称	税理士法人アクシス
(b)	所 在 地	愛知県名古屋市中区泉一丁目 15 番 15 号
(c)	代表者の役職・氏名	代表社員 廣瀨將一
(d)	事 業 内 容	税理士法人
(e)	資 本 金	400 百万円
(f)	設 立 年 月 日	平成 14 年 6 月 3 日
(g)	従 業 員 数	29 名

(h)	主要取引先	上場企業、非上場企業
(i)	主要取引銀行	中京銀行 大津橋支店 三菱東京UFJ銀行 大津町支店
(j)	出資比率	廣瀨将一 33.3% 岩瀬洋文 33.3% 上柳雄介 33.3%
(k)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社は、割当予定先より会計・税務に関するアドバイザー業務の提供を受けており、当該アドバイザー業務に対して対価を支払っております。
	関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

- (注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成 29 年 8 月 31 日現在のものです。
2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、割当予定先が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しております。そして、当社は「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である税理士法人アクシスの厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となるのが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②新株予約権交付日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。次に、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、従来当社に対してアドバイザー業務を提供していただいていることから、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足りると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、税理士法人アクシスを本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である税理士法人アクシスは、本信託契約に従い、本新株予約権を交付日まで保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である黒

田武志が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成 29 年 9 月 12 日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拋出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
黒田 武志	32.61%	黒田 武志	30.33%
株式会社 TK コーポレーション	5.47%	株式会社 TK コーポレーション	5.09%
坂本 孝	2.98%	坂本 孝	2.78%
豊田通商株式会社	2.45%	豊田通商株式会社	2.28%
SBI ベンチャー企業成長支援第 3 号投資事業有限責任組合	2.27%	SBI ベンチャー企業成長支援第 3 号投資事業有限責任組合	2.12%
日本証券金融株式会社	1.70%	日本証券金融株式会社	1.58%
株式会社ハードオフコーポレーション	1.66%	株式会社ハードオフコーポレーション	1.54%
SBI ベンチャー企業成長支援第 4 号投資事業有限責任組合	1.65%	SBI ベンチャー企業成長支援第 4 号投資事業有限責任組合	1.53%
松井証券株式会社	1.34%	松井証券株式会社	1.25%
SBI アドバンスト・テクノロジー 1 号投資事業有限責任組合	1.26%	SBI アドバンスト・テクノロジー 1 号投資事業有限責任組合	1.17%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿上の株式数に基づく議決権数を基準とし、平成 29 年 8 月 30 日までに提出されている大量保有報告書（及び変更報告書）の内容を反映して計算としております。
2. 募集後の保有比率は、平成 29 年 3 月 31 日現在の所有議決権数を、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。なお、上記 1. と同様に、平成 29 年 8 月 30 日までに提出されている大量保有報告書（及び変更報告書）の内容を反映してしております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先である税理士法人アクシスは、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。
5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 29 年 8 月 10 日に発表いたしました平成 29 年 9 月期の通期業績予想に変更はありません。また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
売上高	3,039百万円	3,226百万円	3,729百万円
営業利益	105百万円	114百万円	150百万円
経常利益	100百万円	107百万円	171百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	96百万円	95百万円	149百万円
1株当たり当期純利益	95.75円	64.70円	93.01円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産	86.14円	192.07円	285.08円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,048,000株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	703,500株	7.78%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
始 値	—	—	—
高 値	—	—	—
安 値	—	—	—
終 値	—	—	—

(注) 当社は平成28年12月20日をもって東京証券取引マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	1,225円	1,198円	1,000円	1,070円	935円	850円
高 値	1,396円	1,230円	1,274円	1,146円	937円	883円
安 値	1,017円	880円	882円	911円	851円	515円
終 値	1,180円	1,017円	1,064円	924円	855円	560円

(注) 平成29年8月の株価については、平成29年8月30日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成29年8月30日
始 値	566円
高 値	568円
安 値	554円
終 値	560円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・公募による新株式の発行及び自己株式の処分(新規上場時)

払込期日	平成28年12月19日
調達資金の額	218,868,000円
発行価額	1株につき1,683.60円

募集時における発行済株式数	1,643,900株
当該募集による発行株式数	130,000株（内訳：新株式91,000株、自己株式39,000株）
募集後における発行済株式総数	1,734,900株
発行時における当初の資金使途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資、その他のシステム投資等
発行時における支出予定時期	平成29年9月期～平成31年9月期
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります

・オーバーアロットメントの売出しに係る第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成29年1月20日
調達資金の額	63,135,000円
発行価額	1株につき1,683.60円
募集時における発行済株式数	1,734,900株
当該募集による発行株式数	37,500株
募集後における発行済株式総数	1,772,400株
割当先	株式会社SBI証券
発行時における当初の資金使途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資、その他のシステム投資等
発行時における支出予定時期	平成29年9月期～平成31年9月期
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります

リネットジャパングループ株式会社第14回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

2,715 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 271,500 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数に乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、200 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものである。

なお、当該評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 560 円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値 46.39%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.011%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 560 円/株、満期までの期間 10 年、業績条件）に基づいて本新株予約権の評価を実施している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数に乗じた金額とする。

行使価額は、金 560 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成32年1月1日から平成39年9月18日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は、平成30年9月期から平成31年9月期までのいずれかの事業年度に係る EBITDA（当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 3億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち50%

(b) 5億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち75%

(c) 7億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

③ 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

④ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年9月19日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 9 月 19 日

以上

リネットジャパングループ株式会社第15回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

2,262 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 226,200 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものである。

なお、当該評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 560 円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値 46.39%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.011%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 560 円/株、満期までの期間 10 年、業績条件）に基づいて本新株予約権の評価を実施している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 560 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 35 年 1 月 1 日から平成 39 年 9 月 18 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は、平成 32 年 9 月期から平成 34 年 9 月期までのいずれかの事業年度に係る EBITDA（当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。

(a) 6 億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 50%

(b) 9 億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 75%

(c) 12 億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%

なお、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

④ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 9 月 19 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 9 月 19 日

以上

リネットジャパングループ株式会社第16回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

1,810 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 181,000 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものである。

なお、当該評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 560 円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値 46.84%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.107%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 560 円/株、満期までの期間 12 年、業績条件）に基づいて本新株予約権の評価を実施している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 560 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成40年1月1日から平成41年9月18日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は、平成35年9月期から平成39年9月期までのいずれかの事業年度に係る EBITDA（当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。

(a) 10億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち50%

(b) 15億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち75%

(c) 20億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

なお、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

④ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年9月19日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 9 月 19 日

以上